

(公印省略)
福障福第 1228 号
令和 5 年 11 月 29 日

市内指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて（注意喚起）

日頃より本市の障がい福祉の向上に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 3 年度指定障がい福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化にかかる運営基準の改正（令和 4 年度から義務化）及び身体拘束廃止未実施減算の見直しが行われております。

このたび、市内事業所において、身体拘束等の適正化の取組みが適切に行われていない事例が見受けられましたので、適切な取組みについて改めて周知します。

なお、減算が適用される要件を一つでも満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となりますので、各施設・事業所におかれましては、遺漏なく対応していただきますようお願いいたします。

また、本通知発出後、減算が適用されるサービスを提供する市内全事業所に対して、取組み状況調査を行うこととしております。その調査や実地指導などにおいて、身体拘束等の廃止・適正化のための取組みが適切に行われていないことが確認された場合は、介護給付等の報酬が減算となりますので、併せてお知らせいたします。

記

1 減算が適用されるサービス種別

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（基準該当就労継続支援 B 型を含む）及び共同生活援助

2 減算される単位数

利用者全員について、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算

3 減算が適用される要件

以下の(1)から(4)の運営基準を一つでも満たさない場合に減算が必要となります。

(1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

〈不適切事例〉

- ・身体拘束等を実施しているにもかかわらず、上記の記録が残されていない日や期間がある。
- ・緊急やむを得ない理由についての日々の記録が残されていない。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的（少なくとも１年に１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

〈不適切事例〉

- ・身体拘束適正化検討委員会が１年に１回以上開催されていない。
- ・身体拘束適正化検討委員会の議事録が整備されていない。
- ・身体拘束適正化検討委員会の結果が従業者に周知されていない。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

〈不適切事例〉

- ・身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

(4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（少なくとも１年に１回以上）に実施すること。

〈不適切事例〉

- ・身体拘束等の適正化のための研修が年１回以上実施されていない。
- ・新規採用時の研修の内容に身体拘束等の適正化についての内容が盛り込まれていない。
- ・研修の実施内容の記録が残されていない。

4 減算の適用期間

(1) 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

実地指導等（迫って実施する調査を含む。）により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

(2) 減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、当課あてに改善計画を提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から３月後に報告いただきます。当該報告により本市が改善を認めた月が減算終了月となります。

問い合わせ先

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課 Tel : 092-711-4249 Fax : 092-711-4818

【指定指導第１係：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（基準該当就労継続支援Ｂ型を含む）】

Mail : syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

【指定指導第２係：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

Mail : syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

【グループホーム整備推進係：共同生活援助】

Mail : syougai-grouphome@city.fukuoka.lg.jp